山口県規則第九十二号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月十四日

山口県知事

村 岡

嗣

政

する。

山口県事務委任規則

(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正

第三十一条第五項第一号中間を個とし、

(2)から(6)までを(3)から(6)までとし、同号(6)中

開発行為に関する工事の完了

(建築指導課)

口

道路の供用の開始 道路の区域の変更 保安林指定の解除

(長門市)

報

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

目

次

12月14日 (火曜日)

令 和 3 年

「幻から臼」を「匂から匂」に改め、同号中旬を匂とし、倒から侚までを匂から旬まで

(4)から(4)まで

とし、同号48中「46及び47」を「47及び48」に改め、同号中48を49とし、

を45から48までとし、43の次に次のように加える。 山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。 この規則は、 十二条第一項の申請を受けること。 法第四十二条第二項において準用する法第三十七条第四項の規定による法第四 公布の日から施行する。

山口県規則第九十三号

令和三年十二月十四日

山口県知事

村 岡

嗣

政

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 山口県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十五年山口県規則第七十六号) の一部

に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、 四号の次に次の一号を加える。 の建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に、 物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のため 第五条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号中「公共建築 「第十二条」を「第十九条」 第

五 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第十六条に規定する資金 十二年

める。 第五条第三項及び第六条第二項中「第五号及び第八号」を「第六号及び第九号」に改

中「第五条第一項第六号」を「第五条第一項第七号」に改め、 五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。 号」を「第五条第一項第八号」に、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する 同項第四号中「第五条第一項第五号」を「第五条第一項第六号」に改め、同号を同項第 利用の促進に関する法律第十七条第一項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号 法律第十条第一項」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の 五条第一項第九号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「第五条第一項第七 第九条第二項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「第五条第一項第八号」を「第 同号を同項第六号とし、

報

別記第一号様式の添付書類中9を10とし、8を9とし、同添付書類7中「以井碑將替 兀 る特別措置法第十四条第一項の認定を受けたことを証する書類の写し 第五条第一項第五号に掲げる資金にあっては、森林の間伐等の実施の促進に関す

次に次のように加える。 等における木材の利用の促進に関する法律第12条」や「脱炭素社会の実現に資する等の ための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第19条」に、 「第10条第1項」

/4条第 / 項の認定を受けたことを証する書類の写し 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第/6条に規定する資金にあっては、同法第

(定期)

この規則は、公布の日から施行する。



# 山口県告示第三百六十九号

安林の指定を次のとおり解除する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、 保

令和三年十二月十四日

口

山口県知事 村 岡 嗣 政

解除に係る保安林の所在場所

山

三筆について次の図に示す部分に限る。 長門市三隅上字四ノ瀬一〇八五九の一・字鍋割一〇八六〇の一・一〇八八〇(以上

水源の涵養水源の涵養

解除の理由

道路用地とするため

光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観

### 山口県告示第三百七十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和三年十二月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

令和三年十二月十四日

山口県知事

村 畄

嗣 政

道路の種類 県道

線 名 防府停車場向島線

道路の区域

で 同大字 同字二六〇の一地先	田字下南町二六〇の	区間
新	旧	旧 新 別
最宏 二〇・〇	最宏 二〇・〇	(メートル)敷地の幅員
八四・七	八四・七	(メートル) 長
		備
		考

ま同地防

道路の種類 県道

線名 西岐波吉見線

道路の区域

先まで 同字一五四の六地	区間	
新	旧	旧 新 別
最最 広狭 四三	最最 広狭 四三	
五七	五七・八一	トル)
三〇・六	1110 • 🛠	(メートル) 長
完了による。 道路改良工事		備
。事の		考

# 山口県告示第三百七十一号

路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和三年十二月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

令和三年十二月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

線西岐波吉見	路線名
同市 同大字 同字一五四の六地先まで宇部市大字西岐波字道本六三二四の一地先から	供用開始の区間
五日 令和三年十二月十	供用開始の期日

(二五八) 国土調査の成果の認証

の成果を次のとおり認証しました。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査

令和三年十二月十四日

山口県知事 村 岡 嗣

政

国土調査を行った者の名称等

	-#t-	-	タ公団
"	萩	下	名行国 称っ土
		関	た調者査
	市	市	のを
令和二年十二月六日まで平成三十一年四月一日から	令和二年十二月六日まで平成三十年四月一日から	令和三年二月八日まで平成三十年四月一日から	国土調査を行った期間
11 11	萩市地籍簿	下関市地籍簿	成果の名称
"	大井の一部	豊北町大字北宇賀の一部	国土調査を行った地域

Щ

認証年月日

令和三年十二月十四日

(二五九) 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に

令和三年十二月十四日

開発許可を受けた者の住所及び氏名 開発区域に含まれる地域の名称 大阪府吹田市春日三丁目二〇番八号 下松市大字河内字下小野

グリーンライフ株式会社

山口県知事 村 岡 嗣

政

令和三年十二月十四日発行令和三年十二月十四日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県原